

第 14 回 広島県事業評価監視委員会質疑応答概要

日時: 平成 14 年 11 月 8 日(金)14:00~15:08

場所: 八丁堀シャンテ「梅の間」

議題 抽出 9 事業の重点審議について

土木建築部	一般国道 487 号(藤脇バイパス)道路改築事業	【音戸町】
	街路事業森島西谷線	【海田町】
	広島港出島地区-7.5M 岸壁港湾修築事業	【広島市】
	広島港出島地区広域資源活用護岸港湾環境整備事業	【広島市】
	広島港江波地区港湾海岸高潮対策事業	【広島市】
農林水産部	今津野地区ほ場整備事業	【御調町】
	草木地区農地保全整備事業	【木江町】
	西入君地区地すべり対策事業	【君田村】
	岩光地区一般農道整備事業	【千代田町】

土木建築部所管事業

A 委員

費用対効果の表現のところで、事業の費用対効果が「高い」とか、「みられる」とかいう表現があるが、どのような基準で言葉を使い分けされているのか。

もう一点、街路事業森島西谷線結論案の中で「補償工法等についての詳細な検討を行い」とあるが、「補償工法」という文言が一般用語ではないと思うが、説明いただきたい。

土木建築部総務室長

基本的に B/C の数値については、1.5 以上は事業効果が「高い」という表現にしている。それ以下のものについては事業効果が「みられる」という表現によって使い分けをしている。

都市整備室長

「補償工法」という言葉については、工場などを補償する場合に、「切り取り補償」とか、「再築補償」とかの補償のいろいろな工法のことをここでは「補償工法」と記述している。

A 委員

もし専門用語であれば、県民の方にも分かるように、分かりやすい言葉に直していただきたい。

B 委員

広島港が特定重要港湾になってもう 10 年過ぎたが、結論案の中で外貿と内貿との一体化について考えて行きたい。保税地域に指定されるであろう外貿ふ頭には、ネットを張ったりして、荷物の自由な出入りを制限すると思う。

加えて、公共上屋なども作られると思うが、広島港の場合、神戸・大阪・

北九州港に比べても取扱う荷物量が少ないと思う。

保税地域内に内貿用貨物を入れるのは、規制があり現実的には難しいと思うが、今後の展開を考えると、外貿貨物用のみの施設だけをつくった場合には、稼働率がものすごく低くなる。内貿と外貿の運営がもう少しうまくできないものか。

また、今、小泉内閣でも港湾事業の一部を民間へ委託するが議論されているが、その辺は現実的にとても難しいのか、いや、法の解釈いかんではもう少しうまくできるのか。

港湾企画整備室長

保税の問題については、当該事業のように外貿の-14m 岸壁と内貿フィーダーの-7.5m 岸壁が連携したような岸壁は、全国を見ても多分ない。

現在、内貿フィーダーは海田にあるが、これを出島まで輸送すると、陸送距離が長いため、非常にコストがかかる。これを一体的に整備すれば、横持ちの運搬コストが低減される利点大きい。

現在、国に対して、内貿も含めて全体を保税地域に指定するよう要請している。

この是非は国の判断となるが、港湾管理者としては、効率的な運用のため、保税地域を拡大してくれということを行っている。

B 委員

公共上屋などもそのように運用されるとありがたい。

法的にはどうなのか。

港湾企画整備室長

法的には問題ないと思うが、詳しくはわからない。

上屋の運営方法については、-14m 岸壁背後に建設する CFS については、「施設運営協議会」を立ち上げて、そこで運営を行うよう検討中である。管理自体は港湾管理者が行い、オペレーター等の運営を民間運営するシステムを考えている。

農林水産部所管事業

B 委員

今津野地区のほ場整備で西の地域は既に完成しているが、東の地域は換地処分や排水工事等はこれからである。

農業生産法人ができるということだが、果たしてうまくできるのか。恐らくそこに従事している農業の人の平均年齢も、70 歳を超えるのかもしれないが、農業生産法人がうまくできるのか。できなかった場合は、せつかくの公共投資がどうなるのか心配である。

農業生産法人設立が一日も早くうまくできるように、県でも尽力いただきたい。

次に、当該事業はコメをつくることを目的にしていると思うが、土地利用型ということで、例えば野菜とか何かほかのもの、もう一つ、施設利用型のものに転用できないか。

相当な投資額がかかるものなのか。

生産基盤室長

現在工事中の今津野東集落については、町と一緒に法人化に向けての研修を行っているので、法人化そのものは間違いなくできる。

施設等への転換については、施設利用型では農地そのものはそんなに使わないので、農地全体を守れない。守る仕組みとして、集落型の法人をつかって土地利用型農業を進めている。

集落型の法人の目的は、土地利用をいかに進めていくかが主目的である。また、施設をやるとなれば、ハウスや水耕栽培等の施設費は非常に高い。

B 委員 中山間地域における直接支払制度があるが、換地後に営農をやめた場合ペナルティーがあるのか。

生産基盤室長 直接支払制度は、地形勾配が 20 分の 1 以上の所で 5 年間の適正な営農がなされていれば、10A 当たりの 2 万円なりを支払うという制度で、一部でも営農放棄されればすべて返還になる。そこで法人をつくれれば、その法人がやっていくことができる。

B 委員 ほ場整備に関しては、国の補助を受けて換地を受けた土地を休耕田にすることが許されるのか

生産基盤室長 基本的には、営農は継続するよう指導している。

直接支払制度との関係で言えば、やめれば全員の支払いはなくなる。

B 委員 この対象地域が直接支払い地域ではないとすれば、ほ場整備のための受益者負担を 12.5% 払えば、後で耕作を放棄してもよいのか。

生産基盤室長 個人営農の場合は、身体や家庭の事情で営農できないという状況はある。これからは個人では地域の農業は守れないので、ほ場整備した地域については集落営農法人を積極的に進めている。

B 委員 一日も早く法人化できることを期待している

A 委員 岩光地区の結論案で B/C の計測値の中に、生活環境整備効果等は既に含まれているのではないか。「それ以外にも生活環境基盤・定住条件の改善効果が考えられる。」という記述があるが、生活環境等の改善効果等が既に含まれているのであれば、文章の整理が必要である。

生活基盤室長 結論案の中で、「1.0 を大きく下回っており、算定した効果以外にも農村の生活環境規基盤・定住安定の改善効果等が考えられるが、事業費に見合う効果は期待できない」という部分については、「一般交通等経費節減効果」の中で一般交通、農業交通以外の通勤・通学の効果を挙げていますが、その他の潜在的効果において「通勤・通学、日常生活の利便性が向上し、救急車・消防車などの緊急車輛の進入が容易になる。また、集落全体への福祉巡回車輛の運行が可能となり、医療福祉の充実が図れる。こうした整備により、安心して定住できる生活環境が整う。」等の効果があるが、算定していないという意味である。

A 委員 他の事業では、生産効果に限定した形で B/C が計測されているが、この事業では、生活環境整備効果も含めて B/C が計測されている。生活環境整備効果の中に、安全性の向上効果や一般交通等の経費節減効果も含まれているので、文章の整備について検討いただきたい。

農林水産部技術管理室長 再度検討して、また御返答させていただきたい。

C 委員

今津野地区のほ場整備事業は、受益者の発意による申請事業である。我々大学の研究においても計画調書を出し、文科省あたりから補助金をもらって研究を行っている。

我々の場合、事業が終わった時に報告書を出して、文科省のチェックを受ける。

「営農活動の適切な指導を行うように努められたい」とか、「事業実施後の効果発現の検証を適切に行われたい」という提言を行うことになるが、実際にはどういう検証がされているのか。

生産基盤室長

今回のほ場整備は、担い手育成型ほ場整備であり、制度上も、事業完了後、その年度を含めて3年間、担い手の動向等を調査する仕組みになっている。

C 委員

受益者の百五十数名の方は十分御理解されているのか。

生産基盤室長

事業を始める時に、説明をしている。これを担保するため、ある程度法的に確立された法人をつくり、それを核として営農を継続していこうという仕組みである。

委員長

岩光地区は中止を提言することになっているが、会計検査等では問題にならないか。

生活基盤室長

会計検査院は支出された金額が適正に使われたかどうかを検査される。

平成10年にこの評価制度がつくられたが、補助金返還の対象になるかどうかについては、当時の自治省からは、再評価に掛かった事業の中止については柔軟に対応するとしており、今後国と正式に協議していくことになる。

委員長

県としては柔軟な対応を期待しているということですね。

ほかにございませんでしょうか。

(質 問 ・ 意 見 な し)

委員長

ただいまいただきました御意見並びにその趣旨を最終的な意見具申に反映したい。

11月中に意見具申書の委員長私案をつくり、合意が得られれば、正式な意見具申書として、年内に意見具申をしたい。

この際、何か付け足すべき意見等あれば御発言願います。

D 委員

農業経営を効率的にするためには、集落農場型の農業生産法人等の法人化をどんどん進めたほうが良いという意見もあるが、実態的に見ると、自分は自分の考えでやりたいと思う意欲的な若い経営者がかなりいる。実際、経営規模をかなり拡大して、5～6ヘクタール以上、10ヘクタールに近いような規模を一人で、家族経営でやっている。

話の筋からいけば、経営の規模を拡大して、集落営農を立てていくことは理想であるが、実態としては必ずしもそうでない側面もある。

法人化すると、事務が非常に煩雑になり、一つ一つの会議を起こしていかなければならず、その会議の時間、手間も案外ばかにならない。事務管理のできる人がいない場もある。法人化への適切な指導ということだけに限定されずに、地域の特性に合った農業経営を模索することも考えていただきたい。

委員長

今津野地区については、法人化を前提で事が進んでいるらしいので、方向転換は難しいであろう。

D 委員

法人化をする上に無理が来ないように配慮する必要がある。